

令和 8 年 3 月 成田市議会定例会議案資料

(改正する条例の新旧対照表)

1. 改正がある部分の属する条のみを表示することとし、改正を要する条の中に改正を要しない項、号等がある場合は、それらの項、号等の規定部分を「略」と表示する。
2. 現行の欄に下線が付されている部分があり、その部分に対応する改正案の欄にも下線が付されている部分がある場合は、現行の欄の下線が付されている部分を改正案の欄の下線が付されている部分に改める。
3. 現行の欄に下線が付されている部分があり、その部分に対応する改正案の欄に下線が付されていない場合は、現行の欄の下線が付されている部分を削る。
4. 現行の欄に下線が付されていない部分がなく、その部分に対応する改正案の欄に下線が付されている部分がある場合は、改正案の欄の下線が付されている部分を加える。

議案番号	改正する条例の名称	頁
2	・成田市行政手続条例	3
3	・一般職職員の給与に関する条例	7
	・成田市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例	13
4	・成田市職員の特殊勤務手当に関する条例	13
5	・成田市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例	15
	・外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例	27
	・議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例	27
	・非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例	28
	・証人等の実費弁償に関する条例	28
	・成田市消防団条例	29
7	・成田市手数料条例	30
8	・成田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	31
10	・成田市重度心身障害者の医療費助成に関する条例	32
11	・成田市国民健康保険税条例	33
12	・成田市介護保険条例	46
15	・成田市企業立地促進条例	49
16	・成田市公設地方卸売市場の設置及び業務に関する条例	61
17	・成田市営住宅条例	62
18	・成田市水道事業の設置等に関する条例	62
	・成田市下水道事業の設置等に関する条例	63
	・成田市農業集落排水事業の設置等に関する条例	63
19	・成田市火災予防条例	63

○議案第2号資料

・成田市行政手続条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分</p> <p>ウ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分</p> <p>エ 略</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(国の機関等に対する処分等の適用除外)</p> <p>第4条 国の機関又は他の地方公共団体若しくはその機関に対する処分(これらの機関又は地方公共団体がその固有の資格において当該処分の名あて人となるものに限る。)及び行政指導並びにこれらの機関又は地方公共団体がする届出(これらの機関又は地方公共団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。)については、この条例の規定は、適用しない。</p> <p>(不利益処分をしようとする場合の手続)</p> <p>第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名宛人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名宛人としてされる処分</p> <p>ウ 名宛人となるべき者の同意の下にすることとされている処分</p> <p>エ 略</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(国の機関等に対する処分等の適用除外)</p> <p>第4条 国の機関又は他の地方公共団体若しくはその機関に対する処分(これらの機関又は地方公共団体がその固有の資格において当該処分の名宛人となるものに限る。)及び行政指導並びにこれらの機関又は地方公共団体がする届出(これらの機関又は地方公共団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。)については、この条例の規定は、適用しない。</p> <p>(不利益処分をしようとする場合の手続)</p> <p>第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名宛人となるべき者に</p>

現行	改正案
<p>について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ アに規定するもののほか、<u>名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分</u>をしようとするとき。</p> <p>ウ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため<u>名あて人</u>となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。</p> <p>(不利益処分の理由の提示)</p> <p>第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その<u>名あて人</u>に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該<u>名あて人</u>の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当</p>	<p>ついて、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ アに規定するもののほか、<u>名宛人の資格又は地位を直接に剥奪する不利益処分</u>をしようとするとき。</p> <p>ウ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため<u>名宛人</u>となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。</p> <p>(不利益処分の理由の提示)</p> <p>第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その<u>名宛人</u>に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該<u>名宛人</u>の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当</p>

現行	改正案
<p>な期間において、不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を成田市公告式条例(昭和29年条例第3号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>(代理人)</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が</p>	<p>な期間において、不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。</p> <p>4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を成田市公告式条例(昭和29年条例第3号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を当該行政庁の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>(代理人)</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第4項後段の規定により当該通知が</p>

現行	改正案
<p>到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。</p>	<p>到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。</p>
<p>2～4 略 (続行期日の指定)</p>	<p>2～4 略 (続行期日の指定)</p>
<p>第22条 略</p>	<p>第22条 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>」とあるのは「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日)</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、<u>当該措置を開始した日の翌日)</u>」と読み替えるものとする。</p>
<p>(聴聞の再開)</p>	<p>(聴聞の再開)</p>
<p>第25条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情に<u>かんがみ</u>必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。</p>	<p>第25条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情に<u>鑑み</u>必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。</p>
<p>(弁明の機会の付与の通知の方式)</p>	<p>(弁明の機会の付与の通知の方式)</p>
<p>第28条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p>	<p>第28条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p>
<p>(1)～(3) 略</p>	<p>(1)～(3) 略</p>
<p>(聴聞に関する手続の準用)</p>	<p>(聴聞に関する手続の準用)</p>

現行	改正案
<p>第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同項第3号及び第4号</u>」とあるのは「<u>同条第3号</u>」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第3項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する<u>第15条第3項後段</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>第29条 第15条第3項及び<u>第4項並びに</u>第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、<u>同条第4項中「第1項第3号及び第4号</u>」とあるのは「<u>第28条第3号</u>」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第4項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する<u>第15条第4項後段</u>」と読み替えるものとする。</p>

○議案第3号資料

・一般職職員の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(通勤手当)</p> <p>第12条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>通勤のため自転車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下「<u>自転車等</u>」という。)</u>を使用することを常例とする職員(<u>自転車等</u>を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって<u>自転車等</u>を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、<u>自転車等</u>を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は<u>自転車等</u>を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、<u>自転車等</u>を使用しないで徒歩により通勤す</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第12条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下「<u>自動車等</u>」という。)</u>を使用することを常例とする職員(<u>自動車等</u>を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって<u>自動車等</u>を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、<u>自動車等</u>を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は<u>自動車等</u>を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、<u>自動車等</u>を使用しないで徒歩により通勤す</p>

現行	改正案
<p>るものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間(通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定める期間(自転車等に係る通勤手当にあっては、1か月)をいう。以下同じ。)につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 <u>次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</u></p> <p><u>ア 自転車を使用する職員 別表第3に定める額</u></p> <p><u>イ 普通自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する自動車のうち、自動二輪車以外の自動車をいう。以下同じ。)又は原動機付自転車等(自転車等のうち、自転車及び普通自動車等以外のものをいう。))を使用する職員 別表第4に定める額</u></p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、<u>自転車等</u>を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、<u>自転車等</u>の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、</p>	<p>るものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間(通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定める期間(<u>自動車等及び自転車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。)</u>)に係る通勤手当にあっては、1か月)をいう。以下同じ。)につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、<u>67,900円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額(法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。))のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</u></p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、<u>自動車等</u>を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、<u>自動車等</u>の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、</p>

現行	改正案																		
<p>前各号に定める額，第1号に定める額又は前号に定める額</p> <p>3 通勤手当は，支給単位期間(規則で定める通勤手当にあっては，規則で定める期間)に係る最初の月の規則で定める日に支給する。</p> <p>4・5 略</p> <p>別表第3</p> <p>自転車使用者に係る通勤手当の月額表</p>	<p>前各号に定める額，第1号に定める額又は前号に定める額</p> <p>3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で，駐車場等を利用し，その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は，前項の規定にかかわらず，次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ，当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき，5,000円を超えない範囲内で1カ月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額</p> <p>(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額</p> <p>4 通勤手当は，支給単位期間(規則で定める通勤手当にあっては，規則で定める期間)に係る最初の月(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては，その翌月)の規則で定める日に支給する。</p> <p>5・6 略</p> <p>別表第3及び別表第4 削除</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="168 952 698 1002">片道の使用距離</th> <th data-bbox="703 952 1117 1002">通勤手当月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="168 1005 698 1054">3km未満</td> <td data-bbox="703 1005 1117 1054">2,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="168 1058 698 1107">3km以上4km未満</td> <td data-bbox="703 1058 1117 1107">2,370円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="168 1110 698 1160">4km以上5km未満</td> <td data-bbox="703 1110 1117 1160">2,750円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="168 1163 698 1212">5km以上6km未満</td> <td data-bbox="703 1163 1117 1212">3,120円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="168 1216 698 1265">6km以上7km未満</td> <td data-bbox="703 1216 1117 1265">3,500円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="168 1268 698 1318">7km以上8km未満</td> <td data-bbox="703 1268 1117 1318">3,870円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="168 1321 698 1370">8km以上9km未満</td> <td data-bbox="703 1321 1117 1370">4,250円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="168 1374 698 1423">9km以上10km未満</td> <td data-bbox="703 1374 1117 1423">4,620円</td> </tr> </tbody> </table>	片道の使用距離	通勤手当月額	3km未満	2,000円	3km以上4km未満	2,370円	4km以上5km未満	2,750円	5km以上6km未満	3,120円	6km以上7km未満	3,500円	7km以上8km未満	3,870円	8km以上9km未満	4,250円	9km以上10km未満	4,620円	
片道の使用距離	通勤手当月額																		
3km未満	2,000円																		
3km以上4km未満	2,370円																		
4km以上5km未満	2,750円																		
5km以上6km未満	3,120円																		
6km以上7km未満	3,500円																		
7km以上8km未満	3,870円																		
8km以上9km未満	4,250円																		
9km以上10km未満	4,620円																		

現行		改正案
10km以上	5,000円	
別表第4		
普通自動車等使用者に係る通勤手当の月額表		
職員の区分	普通自動車等使用者	原動機付自転車等使用者
片道の使用距離		
3km未満	5,500円	2,000円
3km以上4km未満	6,100円	2,570円
4km以上5km未満	6,700円	3,220円
5km以上6km未満	7,300円	3,790円
6km以上7km未満	7,900円	4,350円
7km以上8km未満	8,500円	4,920円
8km以上9km未満	9,100円	5,480円
9km以上10km未満	9,700円	6,050円
10km以上11km未満	10,500円	6,600円
11km以上12km未満	11,100円	7,170円
12km以上13km未満	11,700円	7,840円
13km以上14km未満	12,300円	8,410円
14km以上15km未満	12,900円	9,080円
15km以上16km未満	13,700円	9,480円
16km以上17km未満	14,300円	9,980円
17km以上18km未満	14,900円	10,380円
18km以上19km未満	15,500円	10,880円

現行			改正案
19km以上20km未満	16,100円	11,280円	
20km以上21km未満	16,900円	11,780円	
21km以上22km未満	17,500円	12,380円	
22km以上23km未満	18,100円	13,080円	
23km以上24km未満	18,700円	13,680円	
24km以上25km未満	19,300円	14,370円	
25km以上26km未満	20,100円	14,770円	
26km以上27km未満	20,700円	15,270円	
27km以上28km未満	21,300円	15,670円	
28km以上29km未満	21,900円	16,170円	
29km以上30km未満	22,500円	16,570円	
30km以上31km未満	23,300円	17,050円	
31km以上32km未満	23,900円	17,650円	
32km以上33km未満	24,500円	18,350円	
33km以上34km未満	25,100円	18,950円	
34km以上35km未満	25,700円	19,640円	
35km以上36km未満	26,500円	20,040円	
36km以上37km未満	27,100円	20,540円	
37km以上38km未満	27,700円	20,940円	
38km以上39km未満	28,300円	21,440円	
39km以上40km未満	28,900円	21,840円	
40km以上41km未満	29,800円	22,340円	
41km以上42km未満	30,400円	22,340円	

現行			改正案
42km以上43km未満	31,000円	22,340円	
43km以上44km未満	31,600円	22,340円	
44km以上45km未満	32,200円	22,340円	
45km以上46km未満	34,200円	22,340円	
46km以上47km未満	34,800円	22,340円	
47km以上48km未満	35,400円	22,340円	
48km以上49km未満	36,000円	22,340円	
49km以上50km未満	36,600円	22,340円	
50km以上51km未満	38,600円	22,340円	
51km以上52km未満	39,200円	22,340円	
52km以上53km未満	39,800円	22,340円	
53km以上54km未満	40,400円	22,340円	
54km以上55km未満	41,000円	22,340円	
55km以上56km未満	43,000円	22,340円	
56km以上57km未満	43,600円	22,340円	
57km以上58km未満	44,200円	22,340円	
58km以上59km未満	44,800円	22,340円	
59km以上60km未満	45,400円	22,340円	
60km以上61km未満	47,400円	22,340円	
61km以上	47,400円に1kmにつき 600円を加算した額(た だし、100km以上は71,400 円)	22,340円	

・成田市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(通勤手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で管理者が別に定めるもの(以下「<u>自転車等</u>」という。)を使用することを常例とする職員(<u>自転車等</u>を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって<u>自転車等</u>を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、<u>自転車等</u>を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は<u>自転車等</u>を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、<u>自転車等</u>を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 通勤のため<u>自動車</u>その他の交通の用具で管理者が別に定めるもの(以下「<u>自動車等</u>」という。)を使用することを常例とする職員(<u>自動車等</u>を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって<u>自動車等</u>を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、<u>自動車等</u>を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は<u>自動車等</u>を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、<u>自動車等</u>を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)</p>

○議案第4号資料

・成田市職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(危険な業務に従事する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(6) 略</p>	<p>(危険な業務に従事する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>災害応急対策等派遣手当</u></p>

現行	改正案				
<p>2～6 略</p> <p>7 災害作業手当は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合に支給する。</p> <p>(1) 異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所若しくはその周辺又は発生するおそれがあると市長が認める現場において行う巡回調査、救助、り災者対策又は応急等の作業に従事したとき。</p> <p>(2) 略</p>	<p>2～6 略</p> <p>7 災害作業手当は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合(次項に掲げる場合を除く。)に支給する。</p> <p>(1) 異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所若しくはその周辺又は発生するおそれがあると市長が認める現場において行う巡回調査、救助、り災者対策又は応急等の作業(以下「巡回調査等」という。)に従事したとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>8 災害応急対策等派遣手当は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合に支給する。</p> <p>(1) 異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した場合において、消防組織法(昭和22年法律第226号)第43条の規定による指示に基づき、又は同法第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として派遣(これらと同等であると市長が認める派遣を含む。)をされ、当該災害が発生した箇所又はその周辺において消防の応援の業務に従事したとき。</p> <p>(2) 異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害(その程度が前号の派遣が行われるものと同様であると市長が認めるものに限る。)が発生した場合において、国、他の地方公共団体等の要請に基づき派遣され、本市の区域外において巡回調査等に従事したとき。</p>				
<p>別表</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="159 1230 353 1374">危険な業務に従事する職員の特殊勤務手</td> <td data-bbox="353 1230 1115 1374">略</td> </tr> </table>	危険な業務に従事する職員の特殊勤務手	略	<p>別表</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1135 1230 1330 1374">危険な業務に従事する職員の特殊勤務手</td> <td data-bbox="1330 1230 2094 1374">略</td> </tr> </table>	危険な業務に従事する職員の特殊勤務手	略
危険な業務に従事する職員の特殊勤務手	略				
危険な業務に従事する職員の特殊勤務手	略				

現行			改正案			
当	災害作業手当	日額 500円	当	災害作業手当	日額 500円	
略				災害応急対策等派遣手当	下記以外の場合 日額 840円	
					大規模な災害として市長が認める災害に係る作業に従事した場合	日額 1,080円
					大規模な災害として市長が認める災害において市長が著しく危険であると認める区域で行われた作業に従事した場合	日額 2,160円
			略			

○議案第5号資料

・成田市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現行	改正案
(用語の意義)	(用語の意義)
第2条 略	第2条 略
(1) 略	(1) 略
(2) 出張 職員が公務のため一時その在勤所を離れて旅行することをいう。	(2) 出張 職員が公務のため一時その在勤所(常時勤務する在勤所のない場

現行	改正案
<p>(3) 遺族 職員の配偶者，子，父母，孫，祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡の当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</p> <p>2 略 (旅費の支給)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項，第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が，<u>その出発前に次条第3項の規定により旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)を変更(取消しを含む。以下同じ。)され，又は死亡した場合において，当該旅行のため既に支出した金額があるときは，当該金額のうちその者の損失となつた金額で任命権者の認める額を旅費として支給することができる。</u></p>	<p><u>合又は任命権者若しくはその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)が認める場合には，その住所，居所その他旅行命令権者が認める場所)を離れて旅行することをいう。</u></p> <p>(3) 遺族 職員の配偶者(<u>婚姻の届出をしていないが，事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。</u>)，子，父母，孫，祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡の当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</p> <p>(4) <u>旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。)その他の任命権者が別に定める者(以下この号において「旅行者等」という。)であつて，市と旅行役務提供契約(旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の任命権者が別に定めるものを旅行者に提供することを約し，かつ，市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。)を締結したものをいう。</u></p> <p>2 略 (旅費の支給)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項，第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が，<u>次条第3項の規定により旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)の変更(取消しを含む。以下同じ。)を受け，又は死亡した場合その他任命権者が別に定める場合には，当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で任命権者の認める額を旅費として支給することができる。</u></p>

現行	改正案
<p>(旅行命令等)</p> <p>第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、<u>任命権者又はその委任を受けて旅行命令等を発する権限を有する者(以下「旅行命令権者」という。)</u>の発する旅行命令等によって行われなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、<u>これを変更することができる。</u></p> <p>4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又は<u>これを変更するには、旅行命令票又は旅行依頼票(以下「旅行命令票等」という。)</u>に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行われなければならない。ただし、旅行命令票等に当該旅行に関する事項を記載し、これを提示するいとまがない場合には、<u>口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。</u></p> <p>5 旅行命令権者は、前項ただし書の規定により、<u>口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、速やかに旅行命令票等に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。</u></p> <p>(旅行命令等に従わない旅行)</p> <p>第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命</p>	<p>6 <u>第1項、第2項及び前2項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。</u></p> <p>(旅行命令等)</p> <p>第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令等によって行われなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、<u>その変更をすることができる。</u></p> <p>4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令票又は旅行依頼票(以下「旅行命令票等」という。)に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、<u>当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令票等に当該旅行に関する事項を記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。</u></p> <p>5 旅行命令権者は、前項ただし書の規定により、<u>旅行命令票等に記載又は記録をしなかった場合には、速やかに旅行命令票等に当該旅行に関する事項の記載又は記録をしなければならない。</u></p> <p>(旅行命令等に従わない旅行)</p> <p>第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命</p>

現行	改正案
<p>令等(前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</p>	<p>令等(前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</p>
<p>2・3 略</p>	<p>2・3 略</p>
<p>(旅費の種類)</p>	<p>(旅費の種目)</p>
<p>第6条 旅費の種類は、<u>鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とする。</u></p>	<p>第6条 旅費の種目は、<u>鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とし、これらの内容については、第12条から第18条までの規定の定めるところによる。</u></p>
<p>2 鉄道賃は、<u>鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。</u></p>	
<p>3 船賃は、<u>水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</u></p>	
<p>4 航空賃は、<u>航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</u></p>	
<p>5 車賃は、<u>陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。</u></p>	
<p>6 日当は、<u>旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。</u></p>	
<p>7 宿泊料は、<u>旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。</u></p>	
<p>8 食卓料は、<u>水路旅行の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。</u></p>	
<p>(旅費の計算)</p>	<p>(旅費の計算)</p>
<p>第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。</p>	<p>第7条 旅費は、<u>旅行に要する実費を弁償するためのものとしてこの条例に定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。</u></p>

現行	改正案
<p>第8条 <u>旅費計算上の旅行日数は、旅行のために現に要した日数による。</u></p> <p>第9条 <u>1日の旅行において、日当の定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額により支給する。</u></p> <p>第10条 <u>鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。</u></p> <p>(旅費の請求手続)</p> <p>第11条 <u>旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとする者は、旅行命令票等を旅費支出票起票担当課長に提出して、旅費支出票により決裁を得て、これを会計管理者に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。</u></p>	<p><u>第8条から第10条まで 削除</u></p> <p>(旅費の請求手続)</p> <p>第11条 <u>旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を含む。)に必要な資料を添えて、これを当該旅費又は当該金額の支出又は支払をする者(以下「支出命令者等」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。</u></p> <p>2 <u>概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。</u></p>

現行	改正案
<p>3 <u>会計管理者は、前項の規定による精算の結果、過払金があった場合には、精算後所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。</u></p> <p><u>(鉄道賃)</u></p> <p><u>第12条 鉄道賃の額は、別表に掲げる旅客運賃、特別車両料金及び急行料金並びに座席指定料金による。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。</u></p> <p><u>(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で当該特別急行列車の乗車区間が片道100キロメートル以上のもの</u></p> <p><u>(2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で当該普通急行列車の乗車区間が片道50キロメートル以上のもの</u></p> <p><u>(3) 特別急行列車又は普通急行列車を使用しなければ、公務上必要な時間ま</u></p>	<p>3 <u>支出命令者等は、前項の規定による精算の結果、過払金があった場合には、精算後所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。</u></p> <p><u>(鉄道賃)</u></p> <p><u>第12条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道その他任命権者が別に定めるものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。</u></p> <p><u>(1) 運賃</u></p> <p><u>(2) 急行料金</u></p> <p><u>(3) 寝台料金</u></p> <p><u>(4) 座席指定料金</u></p> <p><u>(5) 特別車両料金(市長等に限る。)</u></p> <p><u>(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用</u></p>

現行	改正案
<p>でに到着できないと旅行命令権者が認めたもの</p> <p>3 座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で当該特別急行列車又は普通急行列車の乗車区間が片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。</p> <p>(船賃)</p> <p>第13条 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃、寝台料金及び特別船室料金による。</p> <p>(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に掲げる運賃</p> <p>ア 市長等については、上級の運賃</p> <p>イ 6級以上の職務にある者及び給与条例第3条第1項第2号に規定する医療職給料表(以下「医療職給料表」という。)の適用を受ける者については、中級の運賃</p> <p>ウ 5級以下の職務にある者については、下級の運賃</p> <p>(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に掲げる運賃</p> <p>ア 市長等、6級以上の職務にある者及び医療職給料表の適用を受ける者については、上級の運賃</p> <p>イ 5級以下の職務にある者については、下級の運賃</p> <p>(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃</p>	<p>(船賃)</p> <p>第13条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他任命権者が別に定めるものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。</p> <p>(1) 運賃</p> <p>(2) 寝台料金</p> <p>(3) 座席指定料金</p>

現行	改正案
<p>賃</p> <p>(4) <u>公務上の必要により、別に寝台料金を必要とした場合には、前各号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金</u></p> <p>(5) <u>市長等、6級以上の職務にある者及び医療職給料表の適用を受ける者が、第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金</u></p> <p>(航空賃)</p> <p>第14条 <u>航空賃の額は、旅行命令権者が認めたものについて、現に支払った旅客運賃による。</u></p> <p>(車賃)</p> <p>第15条 <u>車賃の額は、別表の定額による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができな</u></p>	<p>(4) <u>特別船室料金(市長等に限る。)</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げる費用に付随する費用</u></p> <p>(航空賃)</p> <p>第14条 <u>航空賃は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他任命権者が別に定めるものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>運賃</u></p> <p>(2) <u>座席指定料金</u></p> <p>(3) <u>前各号に掲げる費用に付随する費用</u></p> <p>2 <u>前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、公務のため特に必要とするものにあつては、この限りでない。</u></p> <p>(その他の交通費)</p> <p>第15条 <u>その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、</u></p>

現行	改正案
<p><u>い場合には、実費額による。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、任命権者が定めるところにより自家用自動車を旅行に使用することについて承認を受けた職員が、当該承認に係る自家用自動車を使用して旅行した場合の<u>車賃</u>の額は、1キロメートルにつき30円とする。</p> <p>3 <u>車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第10条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。</u></p> <p>4 略</p> <p>5 市有又は市借上の車による旅行の場合には、<u>車賃</u>は支給しない。</p> <p>(日当)</p> <p>第16条 <u>日当は、旅行の日数に応じ、別表の定額によりこれを支給する。</u></p>	<p><u>公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、旅行の実費を支弁することができない場合には、1キロメートルにつき37円の定額とする。</u></p> <p>(1) <u>道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃</u></p> <p>(2) <u>道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃</u></p> <p>(3) <u>前各号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用</u></p> <p>(4) <u>前各号に掲げる費用に付随する費用</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、任命権者が定めるところにより自家用自動車を旅行に使用することについて承認を受けた職員が、当該承認に係る自家用自動車を使用して旅行した場合の<u>その他の交通費</u>の額は、1キロメートルにつき30円とする。</p> <p>3 <u>その他の交通費は、全路程を通算して計算する。</u></p> <p>4 略</p> <p>5 市有又は市借上の車による旅行の場合には、<u>その他の交通費</u>は支給しない。</p> <p>(宿泊費)</p> <p>第16条 <u>宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、別表の宿泊費</u></p>

現行	改正案
<p>2 100キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、同項の定額の2分の1に相当する額による。</p> <p>(宿泊料)</p> <p>第17条 宿泊料の額は、別表の定額による。</p> <p>2 宿泊料は、水路旅行においては、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、上陸して宿泊した場合に限り、支給する。</p> <p>(食卓料)</p> <p>第18条 食卓料の額は、別表の定額による。</p> <p>2 食卓料は、船賃のほかに別に食費を要する場合に限り、支給する。</p> <p>(研修等の旅費)</p> <p>第20条 職員が研修、講習、訓練その他これに類する目的のため(以下「研修等」という。)7日以上にわたり出張する場合の日当及び宿泊料は、第16条及び第17条の規定により計算した額の10分の8以内で任命権者の定める額を支給する。</p>	<p><u>基準額を超えない範囲内の実費の額により支給する。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として任命権者が認める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</u></p> <p>(包括宿泊費)</p> <p>第17条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第12条から第15条までの規定による交通費(鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費をいう。)の額及び当該宿泊に係る宿泊費の合計額とする。</p> <p>(宿泊手当)</p> <p>第18条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、一夜当たり2,400円を上限とする範囲内で任命権者が別に定める額による。</p> <p>(研修等の旅費)</p> <p>第20条 職員が研修、講習、訓練その他これに類する目的のため(以下「研修等」という。)長期にわたり出張する場合の<u>旅費の額は、この条例に規定する範囲内において任命権者が別に定める。</u></p>

現行	改正案
<p>2 略</p> <p>(外国旅行の旅費)</p> <p>第23条 職員が公務のため又は職員以外の者が公務の遂行を補助するため本邦と外国との間における旅行及び外国における旅行をする場合において、その者に対し支給する旅費の種類並びにその支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)に規定する国家公務員の例に準じ任命権者の定めるところによりこれを支給する。</p> <p>(会計年度任用短時間勤務職員の費用弁償)</p> <p>第23条の2 略</p> <p>2 前項の規定による費用弁償は、第6条及び第21条から第23条までに規定する旅費に相当するものとし、その額及び支給方法は、<u>5級</u>以下の職務にある者の旅費の例による。</p> <p>3 略</p> <p>(旅費の調整)</p> <p>第24条 任命権者は、旅行の性質上又は特別の事情により、この条例の規定による旅費を支給した場合において、旅費の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなるときは、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</p> <p>2・3 略</p>	<p>2 略</p> <p>(外国旅行の旅費)</p> <p>第23条 職員が公務のため又は職員以外の者が公務の遂行を補助するため本邦と外国との間における旅行及び外国における旅行をする場合において、その者に対し支給する旅費の<u>種目</u>並びにその支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)に規定する国家公務員の例に準じ任命権者の定めるところによりこれを支給する。</p> <p>(会計年度任用短時間勤務職員の費用弁償)</p> <p>第23条の2 略</p> <p>2 前項の規定による費用弁償は、第6条及び第12条から第23条までに規定する旅費に相当するものとし、その額及び支給方法は、<u>6級</u>以下の職務にある者の旅費の例による。</p> <p>3 略</p> <p>(旅費の調整)</p> <p>第24条 任命権者は、<u>旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他</u>旅行の性質上又は特別の事情により、この条例の規定による旅費を支給した場合において、旅費の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなるときは、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>(旅費の返納)</p> <p>第25条 任命権者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例の規定に違反して</p>

現行						改正案	
第25条 略 別表						旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。 第26条 略 別表	
種類	鉄道賃	車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)	種目	宿泊費基準額(1夜につき)
区分						区分	
市長等	普通旅客運賃及び特別車両料金	37円	3,100円	14,000円	3,100円	市長等	14,000円
7級以上の職務にある者及び医療職給料表の適用を受ける者	普通旅客運賃及び特別車両料金	37円	2,900円	13,000円	2,900円	7級以上の職務にある者及び給与条例第3条第1項第2号に規定する医療職給料表の適用を受ける者	13,000円
6級の職務にある者	普通旅客運賃及び特別車両料金	37円	2,500円	12,000円	2,500円	6級以下の職務にある者	12,000円
5級以下の職務にある者	普通旅客運賃	37円	2,500円	12,000円	2,500円		

・外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(一般の派遣職員に対する旅費の支給)</p> <p>第7条 一般の派遣職員には、特に必要があると認められるときは、旅費を支給することができる。この場合において、旅費の種類、額及び支給方法は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)に規定する国家公務員の例に準じ任命権者の定めるところによる。</p>	<p>(一般の派遣職員に対する旅費の支給)</p> <p>第7条 一般の派遣職員には、特に必要があると認められるときは、旅費を支給することができる。この場合において、旅費の種目、額及び支給方法は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)に規定する国家公務員の例に準じ任命権者の定めるところによる。</p>

・議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表

現行	改正案																										
<p>(費用弁償)</p> <p>第4条 議長、副議長及び議員が招集に応じ、若しくは委員会に出席するため旅行したとき又は公務のため旅行したときは、その費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 略</p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>鉄道賃</th> <th>船賃</th> <th>航空費</th> <th>車賃 (1キロメートルにつき)</th> <th>日当 (1日につき)</th> <th>宿泊料 (1夜につき)</th> <th>食卓料 (1夜につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通及び特別</td> <td>普通及び特別</td> <td>現に支払った旅</td> <td>37円</td> <td>3,100円</td> <td>14,000円</td> <td>3,100円</td> </tr> </tbody> </table>	鉄道賃	船賃	航空費	車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)	普通及び特別	普通及び特別	現に支払った旅	37円	3,100円	14,000円	3,100円	<p>(費用弁償)</p> <p>第4条 議長、副議長及び議員が公務のため旅行したときは、その費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 略</p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>鉄道賃</th> <th>船賃</th> <th>航空賃</th> <th>その他の交通費</th> <th>宿泊費 (1夜につき)</th> <th>宿泊手当 (1夜につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">成田市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例(昭和54年条例第4号)の規定の市長等の例による額</td> <td>14,000円の範囲内の実費の額</td> <td>2,400円の範囲内で市長が別に定める額</td> </tr> </tbody> </table>	鉄道賃	船賃	航空賃	その他の交通費	宿泊費 (1夜につき)	宿泊手当 (1夜につき)	成田市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例(昭和54年条例第4号)の規定の市長等の例による額				14,000円の範囲内の実費の額	2,400円の範囲内で市長が別に定める額
鉄道賃	船賃	航空費	車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)																					
普通及び特別	普通及び特別	現に支払った旅	37円	3,100円	14,000円	3,100円																					
鉄道賃	船賃	航空賃	その他の交通費	宿泊費 (1夜につき)	宿泊手当 (1夜につき)																						
成田市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例(昭和54年条例第4号)の規定の市長等の例による額				14,000円の範囲内の実費の額	2,400円の範囲内で市長が別に定める額																						

現行							改正案
車両料 金	船室料 金	客運賃に よる					

・非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現行							改正案					
別表第2							別表第2					
鉄道賃	船賃	航空費	車賃 (1キロ メートルに つき)	日当 (1日につ き)	宿泊料 (1夜に つき)	食卓料 (1夜につ き)	鉄道賃	船賃	航空賃	その他の交 通費	宿泊費 (1夜につ き)	宿泊手当 (1夜につ き)
普通及 び特別 車両料 金	普通及 び特別 船室料 金	現に支 払った旅 客運賃に よる	37円	2,900円	13,000円	2,900円	成田市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例(昭和54年条例第4号)の規定の市長等以外の職員の例による額				13,000円の範 囲内の実費の 額	2,400円の範囲 内で市長が別 に定める額

・証人等の実費弁償に関する条例新旧対照表

現行	改正案
(実費弁償) 第2条 証人等には、実費弁償として旅費を支給する。ただし、市から給与を受ける職にある者に対しては、この限りでない。	(実費弁償) 第2条 証人等には、実費弁償として旅費及び日当を支給する。ただし、市から給与を受ける職にある者に対しては、この限りでない。

現行					改正案				
2 略 別表					2 略 別表				
鉄道賃	航空費	車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	鉄道賃	航空賃	その他の交通費	日当 (1日につき)	宿泊費 (1夜につき)
普通料金	現に支払った旅客運賃による	37円	7,700円	13,000円	成田市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例(昭和54年条例第4号)の規定の市長等以外の職員の例による額			7,700円	13,000円の範囲内の実費の額

・成田市消防団条例新旧対照表

現行								改正案						
別表第3								別表第3						
種類 区分	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃(1 キ ロ メー ト ルにつ き)	日 当 (1 日 につ き)	宿 泊 料 (1 夜 に つ き)	食 卓 料 (1 夜 に つ き)	種 目	鉄道賃	船賃	航空賃	そ の 他 の 交 通 費	宿 泊 費 (1 夜 に つ き)	宿 泊 手 当 (1 夜 に つ き)
	団長, 副団長	普通及 び特別 車両料 金	普通及 び特別 船室料 金	現に支 払った 旅客運 賃によ る	37円	2,900円	13,000円	2,900円	団長及び 副団長	成田市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例(昭和54年条例第4号)の規定の市長等以外の職員の例による額			13,000 円 の 範 囲 内 の 実 費 の 額	2,400 円 の 範 囲 内 で 市 長 が 別 に 定 め る 額
								分 団 長 及 び 副 分 団	成田市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の規定の市			13,000 円 の 範 囲 内 の 実	2,400 円 の 範 囲 内 で 市 長 が	

現行								改正案			
分 団 長, 副 分団長	普通料 金	普通料 金	現に支 払った 旅客運 賃によ る	37円	2,900円	13,000円	2,900円	長	長等以外の職員の例による額	費の額	別に定める額
部長, 班長, 団員	普通料 金	普通料 金	現に支 払った 旅客運 賃によ る	37円	2,500円	12,000円	2,500円	部長, 班長 及び団員	成田市職員等の旅費及び費用 弁償に関する条例の規定の市 長等以外の職員の例による額	12,000 円 の 範囲内の実 費の額	2,400 円 の 範 囲内で市長が 別に定める額

○議案第7号資料

・成田市手数料条例新旧対照表

現行		改正案	
別表第9 マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)関係手 数料		別表第9 マンションの再生等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)関係手 数料	
手数料の種類	金額	手数料の種類	金額
容積率の特例許可申請手数料	1件につき 160,000円	マンションの容積率又は各部分の 高さの特例許可申請手数料	1件につき 160,000円

○議案第8号資料

・成田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</p> <p>第17条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員</p> <p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項</p> <p>(8)～(11) 略</p> <p>第21条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項に規定する余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p> <p>(準用)</p> <p>第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。<u>この場合において、第24条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」と、第25条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」</u></p>	<p>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</p> <p>第17条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 利用定員</p> <p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項<u>その他の</u>利用に当たっての留意事項</p> <p>(8)～(11) 略</p> <p>第21条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項に規定する余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員(<u>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。)</u>の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p> <p>(準用)</p> <p>第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。</p>

現行	改正案
<p><u>と読み替えるものとする。</u></p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p>	<p>(電磁的記録)</p> <p>第28条 乳児等通園支援事業者及びその<u>乳児等通園支援事業所の</u>職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p>

○議案第10号資料

・成田市重度心身障害者の医療費助成に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(助成の方法)</p> <p>第6条 市長は、受給券の交付を受けた受給資格者(以下「受給者」という。)が委託医療機関等において医療保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者、加入者、組合員又は被扶養者であることの確認を受けた上、<u>受給券を提示した場合</u>には、当該委託医療機関等の請求に基づき、第4条第1項の規定により算定した額(以下「助成額」という。)として当該受給者に支給すべき額を当該委託医療機関等に支払うものとする。</p>	<p>(助成の方法)</p> <p>第6条 市長は、受給券の交付を受けた受給資格者(以下「受給者」という。)が委託医療機関等において<u>受給者であることの確認及び</u>医療保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者、加入者、組合員又は被扶養者であることの確認を受けた場合には、当該委託医療機関等の請求に基づき、第4条第1項の規定により算定した額(以下「助成額」という。)として当該受給者に支給すべき額を当該委託医療機関等に支払うものとする。</p>

現行	改正案
2～4 略	2～4 略

○議案第11号資料

・成田市国民健康保険税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、本市の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づく国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。))の納付に要する費用のうち、千葉県国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づく後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。))及び介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく納付金(以下この条において「介護納付金」という。))の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、本市の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づく国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。))の納付に要する費用のうち、千葉県国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づく後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。))、<u>介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく納付金(以下この条において「介護納付金」という。))及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく子ども・子育て支援納付金(以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。))</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) <u>子ども・子育て支援納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(千葉県の国民健康保険に関する特別会計</u></p>

現行	改正案
<p>2 基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。以下この条において同じ。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。</p> <p>3 後期高齢者支援金等課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。</p> <p>4 略</p>	<p><u>において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</u></p> <p>2 基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。以下この条において同じ。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。</p> <p>3 後期高齢者支援金等課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>26万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>26万円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>5 <u>子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が同条第37項に規定する地方税法施行令(昭和25年政令第245号)で定める金額を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、当該金額とする。</u></p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る<u>地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)</u>第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除を</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る<u>法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下</u></p>

現行	改正案
<p>した後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の6.81</u>を乗じて算定する。</p>	<p>「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の7.01</u>を乗じて算定する。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p>
<p>第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>22,100円</u>とする。</p>	<p>第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>23,200円</u>とする。</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p>
<p>第5条 略</p>	<p>第5条 略</p>
<p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。以下同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。以下同じ。)以外の世帯 <u>19,100円</u></p>	<p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。以下同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。以下同じ。)以外の世帯 <u>20,000円</u></p>
<p>(2) 特定世帯 <u>9,550円</u></p>	<p>(2) 特定世帯 <u>10,000円</u></p>
<p>(3) 特定継続世帯 <u>14,325円</u></p>	<p>(3) 特定継続世帯 <u>15,000円</u></p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p>
<p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.13</u>を乗じて算定する。</p>	<p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.3</u>を乗じて算定する。</p>

現行	改正案
<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>8,700円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.77</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>15,700円</u>とする。</p> <p>(特別徴収)</p> <p>第14条 当該年度の初日において、国民健康保険税の納税義務者が老齢等年金</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9,600円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.83</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>16,400円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)</p> <p>第9条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の0.24</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第9条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>1,700円</u>とする。</p> <p>(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)</p> <p>第9条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について<u>100円</u>とする。</p> <p>(特別徴収)</p> <p>第14条 当該年度の初日において、国民健康保険税の納税義務者が老齢等年金</p>

現行	改正案
<p>給付(地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第56条の89の2第1項及び第2項に規定する老齢等年金給付をいう。以下同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主(災害その他の特別な事情があることにより、特別徴収の方法によって国民健康保険税を徴収することが著しく困難であると認めるものその他同条第3項に規定するものを除く。以下「特別徴収対象被保険者」という。)である場合においては、当該世帯主に対して課する国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収するものとする。</p>	<p>給付(地方税法施行令第56条の89の2第1項及び第2項に規定する老齢等年金給付をいう。以下同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主(災害その他の特別な事情があることにより、特別徴収の方法によって国民健康保険税を徴収することが著しく困難であると認めるものその他同条第3項に規定するものを除く。以下「特別徴収対象被保険者」という。)である場合においては、当該世帯主に対して課する国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収するものとする。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(国民健康保険税の減額)</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p>
<p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合には、<u>24万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p>	<p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>26万円</u>を超える場合には、<u>26万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p>
<p>(1) 略</p>	<p>(1) 略</p>
<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>15,470円</u></p>	<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>16,240円</u></p>
<p>イ 略</p>	<p>イ 略</p>
<p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>13,370円</u></p>	<p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>14,000円</u></p>
<p>(イ) 特定世帯 <u>6,685円</u></p>	<p>(イ) 特定世帯 <u>7,000円</u></p>
<p>(ウ) 特定継続世帯 <u>10,028円</u></p>	<p>(ウ) 特定継続世帯 <u>10,500円</u></p>

現行	改正案
<p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>6,090円</u></p>	<p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>6,720円</u></p>
<p>エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>10,990円</u></p>	<p>エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>11,480円</u></p>
<p>(2) 略</p>	<p>(2) 略</p>
<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>11,050円</u></p>	<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>11,600円</u></p>
<p>イ 略</p>	<p>イ 略</p>
<p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>9,550円</u></p>	<p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>10,000円</u></p>
<p>(イ) 特定世帯 <u>4,775円</u></p>	<p>(イ) 特定世帯 <u>5,000円</u></p>
<p>(ウ) 特定継続世帯 <u>7,163円</u></p>	<p>(ウ) 特定継続世帯 <u>7,500円</u></p>
<p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>4,350円</u></p>	<p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>4,800円</u></p>
<p>エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>7,850円</u></p>	<p>エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>8,200円</u></p>
<p>(3) 略</p>	<p>(3) 略</p>
<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>4,420円</u></p>	<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>4,640円</u></p>
<p>イ 略</p>	<p>イ 略</p>
<p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,820円</u></p>	<p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,000円</u></p>

現行	改正案
<p>(イ) 特定世帯 <u>1,910円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,865円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>1,740円</u></p> <p>エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>3,140円</u></p>	<p>(イ) 特定世帯 <u>2,000円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,000円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>1,920円</u></p> <p>エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>3,280円</u></p>
2 略	2 略
<p>(1) 略</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3,315円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>5,525円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>8,840円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>11,050円</u></p>	<p>(1) 略</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3,480円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>5,800円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>9,280円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>11,600円</u></p>
<p>(2) 略</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,305円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,175円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,480円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4,350円</u></p>	<p>(2) 略</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,440円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,400円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,840円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4,800円</u></p>
3 略	3 略
<p>附 則</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>附 則</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世	6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世

現行	改正案
<p>帯所属者が法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p>	<p>帯所属者が法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の2</u>及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p>
<p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及</p>	<p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の2</u>及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とある</p>

現行	改正案
<p>び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p>	<p>のは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の2</u>及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の2</u>及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p>

現行	改正案
<p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世</p>	<p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の2</u>及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の2</u>及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世</p>

現行	改正案
<p> 帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第21条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。 (特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例) </p> <p> 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12 </p>	<p> 帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の2</u>及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第21条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。 (特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例) </p> <p> 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の2</u>及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項 </p>

現行	改正案
<p>条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用 配当等の額(以下この条及び第21条第1項において「特例適用配当等の額」と いう。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」と あるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額」と、同条第2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用 配当等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額 並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世 帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例 等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。) 第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲 渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び 第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額 から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴 う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する 条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金 額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3 条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中 「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実 施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条第1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等 実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p>	<p>(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定す る特例適用配当等の額(以下この条及び第21条第1項において「特例適用配当 等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合 計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額」と、 同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特 例適用配当等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所 得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世 帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例 等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。) 第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲 渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第 9条の2</u>及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金 額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等 の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44 年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項 に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び 山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実 施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、 同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租 税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、 第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租 税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とす</p>

現行	改正案
<p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得，配当所得及び雑所得を有する場合における第3条，第6条，第8条及び第21条の規定の適用については，第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と，「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と，同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と，第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>(令和2年度以後の国民健康保険税の減免の特例)</p> <p>17 当分の間，令和2年度以後の第22条第1項の規定による国民健康保険税(第2条第2項及び第3項に規定する所得割額に限る。)の減免(第22条第1項第2号に掲げる者に該当する場合に限る。)については，同号中「該当する者(国民健康保険の被保険者の資格を取得した日の属する月以後2年を経過する月までの者に限る。)」とあるのは，「該当する者」とする。</p>	<p>る。</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得，配当所得及び雑所得を有する場合における第3条，第6条，第8条，<u>第9条の2</u>及び第21条の規定の適用については，第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と，「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と，同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と，第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>(令和2年度以後の国民健康保険税の減免の特例)</p> <p>17 当分の間，令和2年度以後の第22条第1項の規定による国民健康保険税(第2条第2項，<u>第3項及び第5項</u>に規定する所得割額に限る。)の減免(第22条第1項第2号に掲げる者に該当する場合に限る。)については，同号中「該当する者(国民健康保険の被保険者の資格を取得した日の属する月以後2年を経過する月までの間の者に限る。)」とあるのは，「該当する者」とする。</p>

○議案第12号資料

・成田市介護保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)</p> <p>第9条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する<u>給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。)</u>の規定の適用については、同項第6号ア中「<u>租税特別措置法</u>」とあるのは、「<u>所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額</u>については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、<u>租税特別措置法</u>」とする。</p> <p>2・3 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)</p> <p>第9条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に<u>給与所得(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得をいう。以下同じ。)</u>又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「<u>租税特別措置法</u>」とあるのは、「<u>所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額</u>については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、<u>租税特別措置法</u>」とする。</p> <p>2・3 略</p> <p style="text-align: center;"><u>(令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)</u></p> <p>第10条 第1号被保険者(令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有する者(同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。))に限る。以下この条において同じ。)のうち、令和7年の合計所得金額に<u>給与所得が含まれている</u></p>

現行	改正案
	<p>者(同年中の給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。)の収入金額が55万1千円以上65万1千円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア, 第7号ア, 第8号ア, 第9号ア, 第10号ア, 第11号ア, 第12号ア, 第13号ア, 第14号ア, 第15号ア及び第16号アに係る部分に限る。)の規定の適用については, 同項第6号ア中「合計所得金額をいう。ただし, 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項, 第34条第1項, 第34条の2第1項, 第34条の3第1項, 第35条第1項, 第35条の2第1項, 第35条の3第1項又は第36条の規定」とあるのは, 「合計所得金額をいい, 当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には, 当該給与所得の金額については, 同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし, 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)による特別控除」とする。</p> <p>2 第1号被保険者のうち, 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が65万1千円以上161万9千円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア, 第7号ア, 第8号ア, 第9号ア, 第10号ア, 第11号ア, 第12号ア, 第13号ア, 第14号ア, 第15号ア及び第16号アに係る部分に限る。)の規定の適用については, 同項第6号ア中「合計所得金額をいう。ただし, 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項, 第34条第1項, 第34条の2第1項, 第34条の3第1項, 第35条第1項, 第35条の2第1項, 第35条の3第1項又は第36条の規定」とあるのは, 「合計所得金額をいい, 当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場</p>

現行	改正案
	<p>合には、当該給与所得の金額については、<u>同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)による特別控除」とする。</u></p> <p>3 <u>第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「合計所得金額をいう。ただし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定」とあるのは、「合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)による特別控除」とする。</u></p>

○議案第15号資料

・成田市企業立地促進条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 事業所 産業分類に規定する事業の用に供する施設をいう。ただし、次に掲げる施設を除く。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 不動産賃貸業の用に供する施設</p> <p>ウ・エ 略</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 事業所 産業分類に規定する事業の用に供する施設(<u>大栄物流団地、野毛平工業団地、豊住工業団地又は大栄工業団地の区域以外の区域にあっては、規則で定める事業の用に供するものに限る。</u>)をいう。ただし、次に掲げる施設を除く。</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>不動産賃貸業の用に供する施設。ただし、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号。以下「地域未来投資促進法」という。)第13条第4項の規定により千葉県知事の承認を受けた同条第1項に規定する地域経済牽引事業計画に基づいて設置されたものを除く。</u></p> <p>ウ・エ 略</p> <p>(3) <u>社員寮 常用雇用の福利厚生を図る目的で取得し、又は賃借する住居(当該住居に附属する駐車場(当該住居に居住する常用雇業者が使用する自動車等の駐車用に供するものに限る。))を含む。以下同じ。)</u>であって、次のいずれにも該当するものをいう。</p> <p>ア <u>社員寮を取得し、又は賃借する事業者又は特例事業者がこれらの者の常用雇用のために供用を開始するものであること。</u></p> <p>イ <u>1棟以上であり、かつ、住居に係る部分が30戸以上であること。</u></p>

現行	改正案
<p>(3) 新設 市内に工場及び事業所を有しない者が市内に新たに<u>工場又は事業所</u>(以下「<u>工場等</u>」という。)を設置することをいう。</p> <p>(4) 増設 市内に<u>工場等</u>を有する者が生産性の向上等を図るため、<u>当該工場等の他に工場等を新築し、若しくは当該工場等を増築し、若しくは改築し、又は償却資産を取得することをいう。</u></p> <p>(5) 略</p>	<p>(4) <u>工場等</u> <u>工場、事業所又は社員寮をいう。</u></p> <p>(5) <u>本社</u> <u>企業の管理支配に関する業務(同一の場所で他の業務が行われている場合を含む。)</u>が行われている<u>工場又は事業所</u>であって、市内に<u>本店の所在地があるものをいう。</u></p> <p>(6) 新設 市内に工場及び事業所を有しない者が市内に新たに<u>工場等を整備(工場又は事業所に係る家屋を含めて整備する場合に限る。)</u>し、かつ、取得することをいう。</p> <p>(7) 増設 市内に<u>工場又は事業所</u>を有する者が生産性の向上等を図るため、<u>当該工場又は事業所の他に工場等を新築し、若しくは工場等を増築し、若しくは改築し、又は取得することをいう。</u></p> <p>(8) 取得 <u>土地、家屋若しくは償却資産を新たに所有し、又は工場等の新設若しくは増設に伴い本市の区域外から本市の区域内へ償却資産を移設することをいう。</u></p> <p>(9) 賃借 市内の土地又は建物に係る賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転を受けることをいう。</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 特例事業者 <u>地域未来投資促進法第4条第6項の規定により主務大臣の同意を得た同条第1項に規定する基本計画のうち規則で定めるものであって、当該基本計画に定める同条第2項第3号に規定する事業内容に係る事業のうち規則で定めるもの(以下「<u>牽引事業</u>」という。)</u>又は<u>国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第2条第2項に規定する特定事業のうち同項第1号に掲げる事業(以下「<u>特区事業</u>」という。)</u>を行う者(当該者と一体的に<u>牽引事業又は特区事業</u>を行う者として市長が認めるものを含む。)</p>

現行	改正案
<p>(6) 略</p> <p>(7) 常用雇用者 <u>工場等</u>において雇用される雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者をいう。</p> <p>(8) 中小企業者 <u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)第2条第3項</u>に規定する中小企業者をいう。</p> <p>(奨励措置)</p> <p>第3条 市長は、予算の範囲内において、第5条、第7条又は第9条の規定により指定を受けた者(以下「指定事業者」という。)に対し、次に掲げる奨励金を交付することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 <u>前項第1号及び第2号に掲げる奨励金は、既に同項第1号又は第2号に掲げる奨励金の交付を受けた者(同項第1号に掲げる奨励金にあっては、当該者と子会社等の関係を有する者が既に同号又は同項第2号に掲げる奨励金の交付を受けた場合を含む。)</u>については、交付しない。</p>	<p>(12) 略</p> <p>(13) 常用雇用者 <u>工場又は事業所</u>において雇用される雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者をいう。</p> <p>(14) <u>賃借料 市内の土地又は建物の賃借に要する1月当たりの費用(敷金、礼金、保証金、権利金、不動産仲介手数料、火災保険料、清掃費、消費税及び地方消費税に相当する額その他直接土地又は建物の賃借に要しない費用を除く。)</u>をいう。</p> <p>(15) 中小企業者 <u>地域未来投資促進法第2条第3項</u>に規定する中小企業者をいう。<u>ただし、規則で定める事業を行う者を除く。</u></p> <p>(奨励措置)</p> <p>第3条 市長は、予算の範囲内において、第5条、第7条、第9条又は第11条の規定により指定を受けた者(以下「指定事業者」という。)に対し、次に掲げる奨励金を交付することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>賃借型企業立地奨励金</u></p> <p>2 <u>前項に掲げる奨励金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付しない。</u></p> <p>(1) <u>前項第1号又は第2号(第6条第2項第1号の規定により交付する奨励金に限る。以下この号において同じ。)</u>に掲げる奨励金の交付を受けた者(前項第1号に掲げる奨励金にあっては、当該者と子会社等の関係を有する者が既に</p>

現行	改正案
<p>(誘致奨励金の交付)</p> <p>第4条 誘致奨励金は、新設に伴う工場等の土地、家屋及び償却資産に係る固定資産税納税に相当する金額(当該工場等が市街化区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項に規定する市街化区域をいう。)に所在する場合にあっては、当該工場等の土地及び家屋に係る都市計画税納税に相当する金額を含む。以下同じ。)を限度として、交付することができる。</p> <p>2 誘致奨励金の交付の対象となる期間は、新設に伴う工場等が操業を開始した</p>	<p>同号又は同項第2号に掲げる奨励金の交付を受けた場合を含む。)が同項第1号又は第2号に掲げる奨励金を受けようとする場合</p> <p>(2) 前項第2号(第6条第2項第2号の規定により交付する奨励金に限る。以下この号において同じ。)に掲げる奨励金の交付を受けた者が前項第2号に掲げる奨励金を受けようとする場合</p> <p>(3) 前項第1号又は第3号に掲げる奨励金の交付を受けた者が新設し、又は増設した工場又は事業所を当該者と子会社等の関係を有する者が賃借した場合であって、当該者と子会社等の関係を有する者が同項第4号に掲げる奨励金を受けようとする場合</p> <p>(4) 前項第4号に掲げる奨励金の交付を受けた者が同号に掲げる奨励金を受けようとする場合</p> <p>3 第1項に掲げる奨励金は、<u>指定事業者が国等から補助金等の交付を受けている場合にあっては、奨励金の額から当該補助金等の額を差し引いた額を当該指定事業者に交付するものとする。</u></p> <p>(誘致奨励金の交付)</p> <p>第4条 誘致奨励金は、新設に伴う工場等の土地、家屋及び償却資産に係る固定資産税の納税額に相当する金額(当該工場等が市街化区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項に規定する市街化区域をいう。)に所在する場合にあっては、当該工場等の土地及び家屋に係る都市計画税の納税額に相当する金額を含む。以下同じ。)を限度として、交付することができる。<u>ただし、当該年度の固定資産税の納税額に相当する金額が5億円を超える場合にあっては、当該年度について5億円を限度とする。</u></p> <p>2 誘致奨励金の交付の対象となる期間は、新設に伴う工場又は事業所が操業を</p>

現行	改正案
<p>日(以下「新設に伴う工場等操業開始日」という。)の翌年の4月1日から起算して5年間とする。</p> <p>3 誘致奨励金は、当該年度の市税等(本市に納入すべき市税，使用料その他の公課(新設をしたもので事業を営むものと子会社等の関係を有するもの)にあっては、当該子会社等が本市に納入すべき市税，使用料その他の公課を含む。)をいう。以下同じ。)を完納後に交付する。</p> <p>4 略</p> <p>(誘致奨励金に係る事業者の指定等)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1) 市内に<u>工場又は事業所のうち規則で定める事業の用に供する施設(以下「投資型対象施設」という。)</u>の新設をすること。ただし、次のいずれかの区域にあっては、工場等の新設をすること。</p> <p>ア <u>大栄物流団地</u></p> <p>イ <u>野毛平工業団地</u></p> <p>ウ <u>豊住工業団地</u></p> <p>エ <u>大栄工業団地</u></p> <p>(2) 略</p>	<p>開始した日(以下「新設に伴う工場等操業開始日」という。)の翌年の4月1日から起算して5年間(誘致奨励金の交付の対象が工場等に係る償却資産である場合にあっては、3年間)とする。ただし、<u>新設に伴う工場等操業開始日において社員寮を取得していない場合にあっては、誘致奨励金(社員寮の土地、家屋及び償却資産に係るものに限る。)</u>の交付の対象となる期間について、<u>新設に伴う工場等操業開始日の翌日から2年を経過する日が属する年の4月1日から起算して5年間(誘致奨励金の交付の対象が社員寮に係る償却資産である場合にあっては、3年間)とすることができる。</u></p> <p>3 誘致奨励金は、当該年度の市税等(本市に納入すべき市税，使用料その他の公課(新設をしたもので事業を営むものと子会社等の関係を有するもの)にあっては、当該子会社等が本市に納入すべき市税，使用料その他の公課を含む。)をいう。以下同じ。)を完納した後に交付する。</p> <p>4 略</p> <p>(誘致奨励金に係る事業者の指定等)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1) 市内に工場等の新設をすること。</p> <p>(2) 略</p>

現行	改正案
<p>(3)・(4) 略</p> <p>(雇用奨励金の交付)</p> <p>第6条 雇用奨励金の算定の対象となる者は、規則で定める日において、引き続き1年以上本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に1年以上継続して記録されている者で、<u>1年以上継続して本社(当該企業の管理支配に関する業務が行われている事業所をいう。以下同じ。)</u>で雇用されている常用雇用者とする。</p> <p>2 <u>雇用奨励金の額は、規則で定める算定方法により算定した正規雇用者(常用雇用者のうち雇用期間の定めがないもの(短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)第2条第1項に規定する短時間労働者を除く。)</u>をいう。以下同じ。)<u>及び非正規雇用者(常用雇用者のうち正規雇用者以外の者をいう。以下同じ。)</u>の数に正規雇用者にあつては1人につき10万円、非正規雇用者にあつては1人につき5万円として算定した額とする。</p>	<p>(3) <u>社員寮を取得する場合にあつては、新設に伴う工場又は事業所が操業を開始する日の1年前の日から、新設に伴う工場等操業開始日の翌日から1年を経過する日が属する年の12月31日までの間に社員寮の供用を開始すること。</u></p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) <u>誘致奨励金の交付の趣旨に従って市長が定める必要な措置を講ずるよう努めること。</u></p> <p>(雇用奨励金の交付)</p> <p>第6条 雇用奨励金の算定の対象となる者は、引き続き1年以上本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に1年以上継続して記録されている者で、<u>次の各号のいずれかに該当する者とする。</u></p> <p>(1) <u>規則で定める日において、1年以上継続して本社で雇用されている常用雇用者</u></p> <p>(2) <u>規則で定める日において、1年以上継続して市内の工場又は事業所で雇用されている常用雇用者</u></p> <p>2 <u>雇用奨励金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度として、交付することができる。この場合において、雇用奨励金の交付を受けようとする者が次の各号のいずれにも該当するときは、いずれか一方のみを交付するものとする。</u></p>

現行	改正案
<p>3 雇用奨励金の交付の対象となる期間は、<u>本社が操業を開始した日(以下「本社操業開始日」という。)</u>以後1年を経過する日から起算して5年間とする。</p> <p>4 雇用奨励金は、当該年度の市税等を完納後に交付する。</p> <p>5 略</p> <p>(雇用奨励金に係る者の指定等)</p> <p>第7条 雇用奨励金の交付を受けようとする者は、本社操業開始日において、次</p>	<p>(1) <u>雇用奨励金の交付を受けようとする者が市内に本社を新たに設置し、かつ、前項第1号に掲げる常用雇用者がいる場合 規則で定める算定方法により算定した正規雇用者(常用雇用者のうち雇用期間の定めがないもの(短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)第2条第1項に規定する短時間労働者を除く。))をいう。以下同じ。)</u>及び<u>非正規雇用者(常用雇用者のうち正規雇用者以外の者をいう。以下同じ。)</u>の数に正規雇用者にあつては1人につき10万円、非正規雇用者にあつては1人につき5万円として算定した額</p> <p>(2) <u>雇用奨励金の交付を受けようとする者が市内に社員寮を新たに取得し、又は賃借し、かつ、前項第2号に掲げる常用雇用者が当該社員寮に居住する場合 規則で定める算定方法により算定した正規雇用者及び非正規雇用者の数に正規雇用者にあつては1人につき10万円、非正規雇用者にあつては1人につき5万円として算定した額</u></p> <p>3 雇用奨励金の交付の対象となる期間は、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</u></p> <p>(1) <u>前項第1号に掲げる場合 本社が操業を開始した日(以下「本社操業開始日」という。)</u>以後1年を経過する日から起算して5年間</p> <p>(2) <u>前項第2号に掲げる場合 社員寮の供用を開始した日(以下「社員寮供用開始日」という。)</u>以後1年を経過する日から起算して5年間</p> <p>4 雇用奨励金は、当該年度の市税等を完納した後に交付する。</p> <p>5 略</p> <p>(雇用奨励金に係る者の指定等)</p> <p>第7条 雇用奨励金の交付を受けようとする者は、本社操業開始日又は社員寮供</p>

現行	改正案
<p>に掲げる要件を備えるものとして、あらかじめ市長の指定を受けなければならない。</p> <p>(1) <u>市内(第5条第1号アからエまでの区域を除く。)</u>に本社を新たに設置し、<u>常用雇用者を50人(中小企業者にあつては、25人)以上雇用していること。</u></p> <p>(2) 法令等に定める公害等の発生防止の措置がなされ、かつ、周辺環境に十分な配慮がなされた事業所であること。</p> <p>(3) 略</p>	<p><u>用開始日</u>において、次に掲げる要件を備えるものとして、あらかじめ市長の指定を受けなければならない。</p> <p>(1) <u>次に掲げる区分に応じ、次に定める要件を備えること。</u></p> <p><u>ア 前条第2項第1号に掲げる場合 常用雇用者を30人(中小企業者にあつては、15人)以上雇用していること。</u></p> <p><u>イ 前条第2項第2号に掲げる場合 次に掲げる区分に応じ、次に定める要件を備えること。</u></p> <p><u>(ア) 工場等の新設に伴って社員寮を取得し、又は賃借する場合 第5条第1号に該当し、かつ、常用雇用者を新たに30人(中小企業者にあつては、15人)以上雇用すること。</u></p> <p><u>(イ) 工場等の増設に伴って社員寮を取得し、又は賃借する場合 第9条第1号、第3号及び第4号に該当し、かつ、常用雇用者を新たに30人(中小企業者にあつては、15人)以上雇用すること。</u></p> <p><u>(ウ) (ア)及び(イ)に掲げるものほか、特例事業者が社員寮を取得し、又は賃借する場合 常用雇用者を30人(中小企業者にあつては、15人)以上雇用していること又は常用雇用者を新たに30人(中小企業者にあつては、15人)以上雇用すること。</u></p> <p>(2) 法令等に定める公害等の発生防止の措置がなされ、かつ、周辺環境に十分な配慮がなされた<u>工場等</u>であること。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>雇用奨励金の交付の趣旨に従って市長が定める必要な措置を講ずるよう努めること。</u></p>

現行	改正案
<p>(再投資奨励金の交付)</p> <p>第8条 再投資奨励金は、増設に伴う工場等の土地、家屋及び償却資産に係る固定資産税納税に相当する金額を限度として、交付することができる。</p> <p>2 再投資奨励金の交付の対象となる期間は、増設に伴う工場等が操業を開始した日(中小企業者にあつては、増設に伴う工場等に係る投下固定資産額が1億5千万円以上に達した日以後において、当該工場等が操業を開始した日。以下「増設に伴う工場等操業開始日」という。)の翌年の4月1日から起算して3年間とする。</p> <p>3 再投資奨励金は、当該年度の市税等を完納後に交付する。</p> <p>4 略</p> <p>(再投資奨励金に係る事業者の指定等)</p> <p>第9条 再投資奨励金の交付を受けようとする事業者は、増設に伴う工場等操業開始日において、次に掲げる要件を備えるものとして、あらかじめ市長の指定を受けなければならない。</p> <p>(1) 市内に工場又は投資型対象施設の増設をすること。ただし、第5条第1号アからエまでに掲げる区域にあつては、工場等の増設をすること。</p> <p>(2) 増設に伴う工場等に係る投下固定資産額が10億円(中小企業者にあつて</p>	<p>(再投資奨励金の交付)</p> <p>第8条 再投資奨励金は、増設に伴う工場等の土地、家屋及び償却資産に係る固定資産税の納税額に相当する金額を限度として、交付することができる。ただし、当該年度の固定資産税の納税額に相当する金額が5億円を超える場合にあつては、当該年度について5億円を限度とする。</p> <p>2 再投資奨励金の交付の対象となる期間は、増設に伴う工場等が操業又は供用(社員寮に係るものに限る。)を開始した日(中小企業者にあつては、増設に伴う工場等に係る投下固定資産額が1億5千万円以上に達した日以後において、当該工場等が操業を開始した日。以下「増設に伴う工場等操業等開始日」という。)の翌年の4月1日から起算して3年間とする。ただし、増設に伴う工場等操業等開始日において社員寮を取得していない場合にあつては、再投資奨励金(社員寮の土地、家屋及び償却資産に係るものに限る。)の交付の対象となる期間について、増設に伴う工場等操業等開始日の翌日から2年を経過する日が属する年の4月1日から起算して3年間とすることができる。</p> <p>3 再投資奨励金は、当該年度の市税等を完納した後に交付する。</p> <p>4 略</p> <p>(再投資奨励金に係る事業者の指定等)</p> <p>第9条 再投資奨励金の交付を受けようとする事業者は、増設に伴う工場等操業等開始日において、次に掲げる要件を備えるものとして、あらかじめ市長の指定を受けなければならない。</p> <p>(1) 市内に工場等の増設をすること。</p> <p>(2) 増設に伴う工場等に係る投下固定資産額が10億円(中小企業者にあつて</p>

現行	改正案
<p>は、増設に伴う工場等が操業を開始した日から起算して3年を経過する日までに1億5千万円)以上であること。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) この条の規定による指定を受ける日において、新設に伴う工場等操業開始日から5年以上操業しており、同日から増設に伴う<u>工場等操業開始日まで</u>継続して操業していること。</p> <p>(5)・(6) 略</p>	<p>は、増設に伴う工場等が操業又は供用(社員寮に係るものに限る。)を開始した日から起算して3年を経過する日までに1億5千万円)以上であること。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) この条の規定による指定を受ける日において、新設に伴う工場等操業開始日から5年以上操業しており、同日から増設に伴う<u>工場等操業等開始日まで</u>継続して操業していること。</p> <p>(5) <u>社員寮を取得する場合にあっては、増設に伴う工場等が操業又は供用(社員寮に係るものに限る。)を開始する日の1年前の日から、増設に伴う工場等操業等開始日の翌日から1年を経過する日が属する年の12月31日までの間に社員寮の供用を開始すること。</u></p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>(8) <u>再投資奨励金の交付の趣旨に従って市長が定める必要な措置を講ずるよう努めること。</u></p> <p>(賃借型企業立地奨励金の交付)</p> <p>第10条 <u>賃借型企業立地奨励金は、工場又は事業所の新設又は増設の際に新たに市内の土地又は建物(社員寮に係るものを除く。)に係る賃貸借契約を締結し、かつ、当該賃貸借契約に基づき賃借料を支払った場合において、次項の期間内の使用に係る賃借料の合計額に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)について、500万円(工場又は事業所における常用雇用者数が50人以上である場合にあっては、1,000万円)を限度として、交付することができる。ただし、当該賃貸借契約が工事等のために一時的に使用するものに係るものである場合には、賃借型企業立地奨励金を交付しない。</u></p>

現行	改正案
<p>(指定事業者の取消し等)</p> <p><u>第10条</u> 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定事業者の指定を取り消し、又は誘致奨励金、雇用奨励金若しくは再投資奨励金の交付を停止するものとする。この場合において、既に交付した誘致奨励金、雇用奨励金又は再投資奨励金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。</p> <p>(1) 指定事業者が第5条各号、第7条各号又は前条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。</p>	<p><u>2 賃借型企業立地奨励金の交付の対象となる期間は、新設に伴う工場等操業開始日又は増設に伴う工場等操業等開始日から起算して1年間とする。</u></p> <p><u>3 賃借型企業立地奨励金は、当該年度の市税等を完納した後に交付する。</u></p> <p><u>4 当該年度の市税等を当該年度末までに完納しないときは、当該年度の賃借型企業立地奨励金は、交付しない。</u></p> <p>(賃借型企業立地奨励金に係る事業者の指定等)</p> <p><u>第11条 賃借型企業立地奨励金の交付を受けようとする者は、新設に伴う工場等操業開始日又は増設に伴う工場等操業等開始日において、次に掲げる要件を備えるものとして、あらかじめ市長の指定を受けなければならない。</u></p> <p>(1) <u>特例事業者であること。</u></p> <p>(2) <u>法令等に定める公害等の発生防止の措置がなされ、かつ、周辺環境に十分な配慮がなされた工場又は事業所であること。</u></p> <p>(3) <u>市税等を完納していること。</u></p> <p>(4) <u>賃借型企業立地奨励金の交付の趣旨に従って市長が定める必要な措置を講ずるよう努めること。</u></p> <p>(指定事業者の取消し等)</p> <p><u>第12条</u> 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定事業者の指定を取り消し、又は誘致奨励金、雇用奨励金、再投資奨励金若しくは賃借型企業立地奨励金の交付を停止するものとする。この場合において、既に交付した誘致奨励金、雇用奨励金、再投資奨励金又は賃借型企業立地奨励金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。</p> <p>(1) 指定事業者が第5条各号、第7条各号、<u>第9条各号</u>又は前条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。</p>

現行	改正案
<p>(2) 指定に係る工場等若しくは本社(以下「対象施設」という。)の操業が廃止され、若しくは休止されたとき又は廃止若しくは休止の状況にあるとき。</p> <p>(3)・(4) 略</p>	<p>(2) 指定に係る工場等若しくは本社(以下「対象施設」という。)の操業又は供用が廃止され、若しくは休止されたとき又は廃止若しくは休止の状況にあるとき。</p> <p>(3) 指定に係る社員寮について、指定事業者が当該指定事業者の常用雇用者の福利厚生を図るために当該社員寮を供用していないとき。</p> <p>(4) 指定事業者が誘致奨励金若しくは再投資奨励金に係る工場等の固定資産又は賃借型企業立地奨励金に係る土地若しくは建物の賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利(以下「対象資産等」という。)を、市長の承認を受けないで奨励金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供すること(以下「処分等」という。)をしたとき。</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>(財産の処分の制限)</p> <p>第13条 指定事業者は、対象資産等を市長の承認を受けないで奨励金の交付の目的に反して処分等をしてはならない。ただし、指定事業者が交付された奨励金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は奨励金の交付の目的及び当該対象資産等の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。</p>
<p>第11条 略</p> <p>(報告及び立入検査)</p> <p>第12条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、指定事業者に対し、対象施設の操業状況その他必要な事項について報告をさせ、又は当該職員に、対象施設に立ち入り、操業状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p>	<p>第14条 略</p> <p>(報告及び立入検査)</p> <p>第15条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、指定事業者に対し、対象施設の操業又は供用の状況その他必要な事項について報告をさせ、又は当該職員に、対象施設に立ち入り、操業又は供用の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p>

現行	改正案
2 略 第13条 略	2 略 第16条 略

○議案第16号資料

・成田市公設地方卸売市場の設置及び業務に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(取扱品目)</p> <p>第3条 略</p>	<p>(取扱品目)</p> <p>第3条 略</p> <p>第3条の2 市長は、前条の取扱品目に食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律(平成3年法律第59号。以下「食品等持続的供給法」という。)第42条第1項に規定する指定飲食料品等(以下「指定飲食料品等」という。)が含まれるときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該指定飲食料品等を公表するものとする。ただし、市場において取扱予定がないものを除く。</p> <p>(食品等持続的供給法に係る公表)</p> <p>第45条の2 市長は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</p> <p>(1) 第3条の2本文の規定により公表された指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標</p> <p>(2) 食品等持続的供給法第36条各号に掲げる措置の内容</p>

○議案第17号資料

・成田市営住宅条例新旧対照表

現行			改正案		
別表第1			別表第1		
区分	名称	位置	区分	名称	位置
略			略		
借上げによる一 般市営住宅	略		借上げによる一 般市営住宅	略	
	橋賀台団地	成田市橋賀台3丁目1番地		橋賀台団地	成田市橋賀台3丁目1番地
地域優良賃貸住 宅	加良部住宅	成田市加良部3丁目17番地1	地域優良賃貸住 宅	加良部五丁目団 地	成田市加良部5丁目3番地, 4番地及び14 番地
略			略		
			略		

○議案第18号資料

・成田市水道事業の設置等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
(議会の同意を要する賠償責任の免除)	(議会の同意を要する賠償責任の免除)
第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任の免除に係る賠償額が20万円以上である場合とする。	第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任の免除に係る賠償額が20万円以上である場合とする。

・成田市下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任の免除に係る賠償額が20万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任の免除に係る賠償額が20万円以上である場合とする。</p>

・成田市農業集落排水事業の設置等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により農業集落排水事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任の免除に係る賠償額が20万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により農業集落排水事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任の免除に係る賠償額が20万円以上である場合とする。</p>

○議案第19号資料

・成田市火災予防条例新旧対照表

現行	改正案
	<p>(簡易サウナ設備)</p> <p>第7条の2 簡易サウナ設備(屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室(サウナ室のうちテントを活用したものをいう。)又はバレル型サウナ室(サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。))に設ける放</p>

現行	改正案
<p>(サウナ設備)</p> <p>第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備(以下「サウナ設備」という。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準につい</p>	<p>熱設備であつて、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</p> <p>(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。)及び第5条第1項の規定を準用する。</p> <p>(一般サウナ設備)</p> <p>第7条の3 一般サウナ設備(簡易サウナ設備以外のサウナ設備(サウナ室に設ける放熱設備をいう。))をいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準に</p>

現行	改正案
<p>ては、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。</p> <p>(住宅における火災の予防の推進)</p> <p>第29条の7 略</p> <p>(1) 住宅における出火防止，火災の早期発見，初期消火，延焼防止，通報，避難等に資する住宅用防災機器その他の物品，機械器具及び設備の普及の促進</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第44条 略</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>サウナ設備</u>(個人の住居に設けるものを除く。)</p> <p>(7の2)～(15) 略</p>	<p>については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。</p> <p>(住宅における火災の予防の推進)</p> <p>第29条の7 略</p> <p>(1) 住宅における出火防止，火災の早期発見，初期消火，延焼防止，通報，避難等に資する住宅用防災機器，<u>感震ブレーカー</u>その他の物品，機械器具及び設備の普及の促進</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第44条 略</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(6の2) <u>簡易サウナ設備</u>(個人が設けるものを除く。)</p> <p>(7) <u>一般サウナ設備</u>(個人の住居に設けるものを除く。)</p> <p>(7の2)～(15) 略</p>